

YouTube「チーバくんチャンネル」動画制作事業業務委託 企画提案仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、千葉県（以下「甲」という。）が発注する「YouTube「チーバくんチャンネル」動画制作事業業務委託」（以下「業務」という。）の企画提案募集及び委託に付する場合において適用される主要事項を示すものである。

この仕様書は業務の大要を示すものであり、最終的な業務委託仕様書（契約書に添付するもの）は受託者（以下「乙」という。）決定後、協議の上、甲が作成する。

2 業務の目的

チーバくんのキャラクターとしての魅力や千葉県の魅力を PR するため、動画を制作し YouTube で公開する。チーバくんや千葉県の認知度向上及び新たなファンを獲得すること。

3 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

4 委託業務内容

受託者は、業務の目的及びコンセプト等を十分理解し、動画の制作に係る全ての業務を行うものとする。

（1）企画・構成

プロポーザルでの提案内容を基に県と定期的な協議、打合せを行った上で内容を決定し、決定した内容を基に、動画の企画・構成を作成する。

なお、企画提案においては、以下の内容を踏まえて検討すること。

① チーバくんチャンネルで配信する動画の方向性

ア チーバくんのキャラクターとしての魅力を伝えること

千葉県公式マスコットキャラクターとして、認知度をさらに高め、新規ファンを獲得し、多くの人たちが愛着を持てるようにするための動画であること。

イ 千葉県の魅力を PR すること

観光スポットや名所、文化やスポーツなど様々な切り口から千葉県ならではのコンテンツについて、チーバくんの活動等をとおして知ってもらい、千葉県の魅力を伝える内容であること。たとえば、旅企画や食に関するものなどは定番であるが、こうしたものについても単調なものにならないよう、企画やストーリー展開に工夫が必要である。

これらア・イを踏まえた動画の配信を通して、多くの人たちに「千葉県が好き」、「千葉県民であることに誇りを持って」もらうことで、新たな千葉県のファンを獲得していくことが必要である。

② 課題

ア 再生回数を増やす、視聴維持率を高くする工夫

- ・視聴者がどのような動画に興味を持つか分析し、検索エンジンでの上位表示にかかるキーワードも意識し、多くの人の目にとまることで、動画の再生回数を増やす工夫が必要である。
- ・おすすめの動画に選ばれるため、視聴維持率を向上させることも重要である。視聴者の関心を引きつけ、最後まで関心を持たせる工夫が必要である。
- ・ショート動画の再生回数を飛躍的に増やすことで、チャンネル登録や本編動画への誘導を促す工夫が必要である。はっと目をひくおもしろいもの、キャラクターの可愛らしさを全面的に押し出したもの、トレンドを踏まえたものなど、エンターテインメント性を高めたショート動画を制作し、配信していくことが必要である。
- ・その他、ハッシュタグやサムネイル画像の工夫など、YouTube の特性を効果的に活用し、総合的に、再生回数の増加や視聴維持率の向上に取り組むことが必要である。

イ ファンを増やす工夫

現状、チーバくんチャンネルのコアな視聴者層は 30 代～40 代となっているが、若年層やシニア層にも訴求することで、視聴者層を拡大し、チャンネル登録者を増やしていく必要がある。

③ 設定等

ア 以下のチーバくんのキャラクター設定及び、チーバくんが喋らないことを踏まえたストーリー構成を行うこと。動きによる感情の表現や、ナレーションまたはアテンド（MC）が説明するなどの演出を行い、千葉県公式マスコットキャラクターのイメージを損なわないように留意すること。

《チーバくんのキャラクター設定》

千葉県に住む不思議ないきもの。好奇心旺盛でいろいろなことに挑戦するのが大好き。未知のものに立ち向かうときほど勇気と情熱がわき、からだが赤く輝く。食いしん坊でいたずら好きな面も。

※なお、アクターに危険が及ぶ活動（高所から飛び降りる等）や、衛生面で不安のある活動（泥まみれになる等）は避けること。

イ チーバくんの公式 SNS のひとつに、人気の楽曲等に合わせたダンス動画を多く配信している Instagram「チーバくんダンスチャレンジ」(chibakundance)がある。「チーバくんチャンネル」では当該媒体とのすみ分けのため、基本的にダンス動画は配信しない。

(2) 映像作成

企画構成に基づき、動画作成に必要な撮影等の映像調達や映像作成を行う。次に掲げる内容は本委託業務に含むものとする。

- ・資料、素材の収集

- ・肖像権や著作権について必要な手続き（撮影、編集はもとより、納品後の加工、放映（インターネット上への投稿等）にあたり、肖像権等にかかる新たな費用を発生させないための事前処理を含む。）
- ・出演者、協力者、撮影地への交渉・許認可
- ・使用料、出演料、交通費、謝礼等撮影に必要な一切の費用負担
なお、撮影にあたり、「チーバくん」の着ぐるみが必要な際は、アクターと併せて県より提供を受けることができる。なお、アテンド（MC）等別の出演者が必要な場合は、受託者の手配とする。

（３）撮影

- ・事前に撮影の内容やスケジュール、撮影現場での展開が分かる資料を県に提出し承認を受けるものとする。
- ・雨天時は、原則として屋外での撮影は不可になるため、雨天を考慮して撮影の調整を行うこと。
- ・チーバくん SNS で動画の告知等に使用するため写真の撮影も行うこと。写真については、撮影後、速やかに提出すること。
- ・チーバくんの着ぐるみの撮影については以下の点に留意すること
 - ①撮影関係者以外の目に触れる場では着脱しないように、撮影現場では原則控室を確保すること。
 - ②天候や会場の状況、着用者の体調を十分考慮し、適宜休憩をとり、水分補給をこまめに行うこと（１回あたりの稼働時間は夏場では 20 分）

（４）編集・配信

- ・制作本数、再生時間は以下のとおりとする。
 - ①制作本数
 - ア 通常動画 8 本以上
※（４）②で指定するものを除き、5 分程度のものとするが、効果的な提案とするために、これ以外の長さの提案も可とする。
 - イ ショート動画 8 本以上
※内容は 4（１）②アに記載の課題を踏まえ、4（４）①アで制作する通常動画のダイジェスト版にとどまらない様々なテーマを可能とする。
 - ウ 各動画のサムネイル画像及び概要欄のテキスト
 - ②県主催のイベント「チーバくんのお誕生日会」をテーマにした動画として、行事当日のライブ配信及びアーカイブ動画を作成すること。（ライブ配信及びアーカイブ動画を 1 本と数え、4（４）①アの制作本数に含む）
※行事当日とは別日に実施予定のリハーサルにも参加し、行事当日と同環境にてテスト配信を行うこと。
※ライブ配信及びテスト配信について、通信機器を含む必要な機材は受託者にて準備すること。
 - ③チーバくん和他のご当地キャラクター（県内外問わず）が出演する企画の動画を 1 本以上作成すること。4（４）①アの制作本数に含む）

④②以外の県が実施する事業等に関する企画を1本以上提案すること。

(例：さつまいも、千葉の海の魅力発信など)

⑤同日に複数箇所での撮影を認めるが、年間を通じて、偏りなく動画を納品できるようにスケジュールとすること。

⑥③及び④を重複して1本の動画とすることも可。

- ・撮影した映像の加工、編集、音楽、ナレーション、テロップの挿入等の編集作業を行う。
- ・動画の完成までに、県による複数回の内容確認及び修正等の指示を受ける。
- ・画面縦横比は16:9とし、フルハイビジョン(1,920×1,080)映像以上とする。
なお、ショート動画の見せ方についてはスマートフォンでの視聴を想定して提案すること。
- ・タイトル、テロップ対応言語は、日本語(固有名詞として使用されるアルファベットを含む)とする。
- ・音楽(BGM)、字幕、コンピュータグラフィック、イラスト等を適宜挿入すること。
- ・他の関連動画も閲覧したくなるようなものとするためのデザインを行うこと。
- ・投稿先であるYouTubeの利用規約に違反しないよう、内容の確認を行うこと。

(5) 分析

- ・閲覧者数等の実績及び配信結果の分析を、半期ごとに報告を行うこと。
- ・分析結果を踏まえ、チーバくんチャンネルの登録者数の増加や認知度の向上等、下半期及び翌年度に向けた広報媒体等の分析を行うこと。

(6) 成果物の納品

成果物は次のとおりとし、随時、県に納品すること。

なお、成果物は、受託者において映像、画像、音楽等に係る肖像権や著作権処理を済ませたもので、著作権は④に掲げる場合を除き、原則、全て県に帰属するものとする。

①動画を保存した外部記憶媒体(USBメモリー・外付けHDDなど)

一般的なプレイヤーでの再生、及びPCでの複製可能なデータ形式とする。

※複数の作品をまとめて提出することも可能である。

なお、YouTubeへの投稿については県の指示を受けて対応すること。

②動画データ一式

下記の動画形式3種類のうちいずれかとすること。

MPEG4、WMV、MOV

③撮影素材一式

動画制作に使用した写真データや映像等の映像素材は提供可能であれば納品すること。

④撮影素材一覧表

撮影素材、撮影場所の一覧表を作成すること。

なお、撮影素材について、第三者が権利を有している映像、画像等を制作において使用（二次使用も含む。）している場合は、権利者や使用時間等について明確に記載するとともに、権利処理にあたり手続きした書類（写し）を添付すること。

5 成果品の不備

本業務終了後、受託者の瑕疵により成果品に不備が発見された場合は、県の指示により受託者の負担と責任において速やかに補足、修正を行うものとする。

6 納品期限

動画については、編集完了後、速やかに納品すること。

7 留意事項

（１）業務実施体制

- ・ 提案書に予定する業務実施体制（再委託をする場合には、再委託予定事業者等を明示すること）、類似の契約実績、業務スケジュールを記載すること。
- ・ 契約にあたっては、実際に本業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）を選任するにあたり、本業務を円滑に遂行できる能力を有する人員を適切に配置しなければならない。
- ・ 受託事業者は、業務従事者の中から、円滑に本業務を遂行するため業務従事者を指揮監督する業務責任者を定めること。また、県担当者との連絡調整にあたる連絡担当者を定めること。
- ・ 編集内容の最終決定までに県より訂正指示のあった箇所については、適宜対応すること。

（２）著作権等

- ・ 納品された成果品、委託業務に関する企画提案書や計画書、報告書等の著作権（著作権法第 27 条、第 28 条に規定する権利を含む。）は、第三者が権利を有している映像素材を除き、すべて県に帰属する。また、成果品は県が YouTube や X、Instagram 等の SNS への投稿、ホームページ等の掲載等に随時使用できるものとする。
- ・ 県が成果品を使用するにあたり、映像素材の権利を有している第三者との協議が必要となる場合、協力すること。
- ・ 第三者が権利を有している映像、画像、音楽等を使用する場合は、事前に権利者より二次利用を含めた使用の許諾及び事後においても権利の主張を行わない旨の許諾を得た上で、必要となる一切の手続き及び使用料の負担等は受託者が行うこと。
- ・ 制作にあたって、肖像権や意匠権、著作権その他権利等については、撮影前に必要となる一切の手続き及び使用料の負担等を受託者が行うこと。なお、手続きを行う際は県への了承を得ること。

- ・映像、音楽等の著作権、肖像権処理に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応し、県は責任を負わない。

(3) 業務実施に関する計画書

- ・受託者は契約締結後、業務実施に関する計画書を県と協議の上作成し、県に提出しなければならない。

(4) 報告

- ・業務の遂行状況について随時報告を行うこと。
- ・業務完了の際には、業務完了報告書を提出するものとし、報告書とともに、データを納品すること。

(5) 受託事業者及び業務従事者の義務

- ・受託事業者及び業務従事者は、本業務で知り得た個人情報や、県の事務に関する事項を、みだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。本業務が終了した後も同様とする。
- ・受託事業者は、本業務の実施にあたって入手した県の著作物を、県の承認なしに、本業務以外の目的に使用してはならない。

8 その他

(1) 契約書の内容は、別紙業務委託契約書（案）のとおりとする。

(2) 本業務において県が必要と認め、指示した事項については、受託事業者は、その指示に従うこととする。

(3) 本件契約は、令和7年度歳入歳出予算が令和7年3月31日までに千葉県議会で可決された場合において、令和7年4月1日に確定させる。

(4) 本仕様書に定めのない事項は、県と受託事業者において協議の上決定する。